

令和5年3月20日開会

令和5年3月20日閉会

第770回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 7 0 回湯川村農業委員会会議録

第 7 7 0 回湯川村農業委員会定例総会を令和 5 年 3 月 2 0 日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員（7 人）・出席推進委員（6 人）

1 番	鈴木 光 雄	2 番	小 沼 幸 子
4 番	星 正 大	5 番	鴻 巢 重 人
6 番	佐 藤 敬 一	7 番	兼 子 房 男
8 番	津 村 榮 喜	9 番	渡 部 正 美
1 0 番	兼 子 力	1 2 番	山 口 栄 子
1 3 番	武 藤 喜久子	1 4 番	中 島 和 裕
1 5 番	大 場 忠 重		

2. 欠席農業委員（1 人）・欠席推進委員（1 人）

3 番	齋 藤 真 助	1 1 番	佐 藤 孝 志
-----	---------	-------	---------

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 坂 内 真 隆 石 田 弘 恵

4. 本日の会議の案件

- 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 6 号 令和 5 年度農作業標準賃金について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 皆さん、おはようございます。今日は快晴であります。コロナにつきましても感染前に戻れるということであり、経済活動も再開されましたので、以前の賑わいを取り戻すと思っております。つきましては、これから農作業始まりますので、怪我などないように励んで頂きたいと思えます。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、3 番委員から欠席の報告を受けております。農地利用最適化推進委員からは、11 番から欠席の報告を受けております。農業委員 8 名中 7 名が出席しておりますので本日の会議は成立しております。

只今より第 770 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

2 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思えます。

議 長 只今 2 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議

ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということですので、私の方から指名させていただきます。本日の会議録署名人に6番委員と7番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第5号、農用地利用集積計画の決定(利用権設定)について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、2ページをお開きください。議案第5号、農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を議案書2ページにより朗読。3ページからの新規のみ説明。今回の案件は、新規13件、再設定22件、合計35件であります。新規についてのみ説明いたします。今回の新規設定については、■■■■集落の認定農業者である■■■■■■■■■■氏が、昨年お亡くなりになられたことにより■■■■氏が借り受けていた農地に伴う新規設定が主であります。■■■■の■■■■■■■■■■氏が中心となり協議して地区内で利用権設定に至ったものです。また作業効率が良いように調整を図っています。

最後に農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考える旨を述べた。

議長 議案第5号、整理番号1番は、5番委員、整理番号13番は、7番委員が借受人となっている事案でありますので、先行して審議・採決を行いたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。はじめに5番委員は、退席をお願いします。

議長 これより整理番号1番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議長 これより整理番号1番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

(意見なし、の声)

議長 これより議案第5号、整理番号1番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議長 議案第5号、整理番号1番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)

を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 5番委員の入室を許可します。

議 長 続きまして、7番委員は、退席をお願いします。

議 長 これより整理番号13番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議 長 これより整理番号13番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

(意見なし、の声)

議 長 これより議案第5号、整理番号13番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第5号、整理番号13番の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 7番委員の入室を許可します。

議 長 続きまして、議案第5号整理番号1番、13番以外の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

4番委員 今回、■■■■地区の利用権設定が多くなっていますが先ほど事務局から説明あったとおりですのでよろしくお願いいたします。

14番委員 整理番号17番、18番について借受人本人が耕作するのですか、委託等を考えているのでしょうか。

事務局 借受人本人が耕作いたします。

4番委員 整理番号16番の利用権を設定する者の欄に矢印の標記がありますが、理解は出来るんですが、契約に代わるものなので、きちっと訂正印等で対応するべきだと思いますがどうでしょうか。

事務局 欄外に捨印を頂いておりますので、ご理解いただきたいと思います。借受人から提出がありまして、もう1度、差し戻して土地所有者から訂正印を頂くとなると、労力をお掛けすることになりますので、このような処理をさせていただきました。なお、気を付けます。

13番委員 整理番号17番の賃借料額について積算根拠について分かれば教えてください。
事務局 賃借料については、両者間の協議で決定しているところであります。なお借受人に確認した内容では、村の平均賃借料に2,000円加算しているとのことでした。この農地は、水稻採種栽培を行うので、水稻採種は収益性が高いので加算しているとのことでした。

議 長 他になければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

- 13 番委員 議案第 5 号整理番号 1 番、13 番以外の農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実に相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているので、原案のとおり決定したいと思います。
- 議 長 これより、議案第 5 号整理番号 1 番、13 番以外の農用地利用集積計画の決定についてを採決したいと思います。ご異議ございませんか。
- (異議なし、の声)
- 議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 5 号整理番号 1 番、13 番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を採決いたします。
- 議 長 議案第 5 号整理番号 1 番、13 番以外の農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 日程第 4、議案第 6 号令和 5 年度農作業標準賃金についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 39 ページの議案第 6 号を朗読。令和 5 年度農作業標準賃金について説明いたします。提出議案書 40 ページをご覧ください。令和 5 年度湯川村農作業標準賃金等協定表(案)を載せてございます。この協定書(案)につきましては、今年 2 月 13 日に農業委員会の農地部会を開催いたしまして、その中で協議、調整協議会にお諮りいたしまして決定したものを今回提案いたしております。赤字で記入しているところが、改定したいと考えている部分でございます。
- 1 番の一般農作業の作業料金につきまして、J A 会津よつば湯川農作業受委託部会からの要望がありましたこと、最低賃金の増額改定や全国農業会議所公表の農業労賃に関する調査結果・県の労務単価の増、近隣町村の増額改定状況を鑑み、さらには時間で作業をお願いするケースが多いため、現状の 1 時間 875 円ですとお支払いしづらいという観点から 1 時間の単価を割り切れる価格(整数)にしてほしい意見がありましたので、1 日の料金を 200 円増額し 7,200 円に改定したい内容です。7,200 円を一時間あたりにしますと 900 円となります。続きまして、4 番の育苗についてでございますが、他町村の育苗の価格からみて安価であること、育苗を生産している方から価格を上げてほしい旨の要望がありましたので播種苗については、1 箱 60 円増額し 400 円に、今まで中苗の標記だったものを成苗に名称を変更し 1 箱 50 円増額し 1 箱 730 円に改定したい内容です。
- 続きまして、10 番除草剤・防除剤散布料金及び 18 番肥料散布料金及び 24 番追肥料金について、他町村の価格からみて安価であること、J A 会津よつば湯川農作業受委託部会からの要望がありましたことから 10 番除草剤・防除剤散布料金を 340 円増額し 1,000 円に、18 番肥料散布料金を 230 円増額し 1,000 円に、24 番追肥も 10 番同様 340 円増額し 1,000 円に改定したいとの内容です。
- 続きまして、11 番コンバイン刈取の備考の欄に、今まで湯川村では、倒伏田の刈り取りの割増の標記がなかったわけですが、やはり倒伏した場合の刈り取りには、通常より時間がかかることや手間(労力)がかかること。近隣町村も割

増の標記をしていること等から、備考欄に倒伏率 10%は 10%割増 倒伏率 50%は 50%割増 倒伏率 100%は 100%割増を追加する内容です。

今回の内容は、湯川村農業労働賃金調整協議会にお諮りして決定したものでございまして農業者の代表、農業生産者の代表、委託者であります土地所有者の代表、JA職員、学識経験者、我々農業委員会の代表で構成している協議会で協議決定した内容でありますので、改定内容につきましてご理解いただきますようお願いいたします。議案第6号の説明は以上です。

- 議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 14 番委員 コンバイン刈取についての倒伏率についてですが、20%、30%倒れた場合は、同じような考えで20%、30%となるのでしょうか。
- 会長 農作業受委託部会の中で受託者から要望があったんです。これは当事者間の協議にはなりますが、このような記載がないと請求できないので決めてもらいたいとの要望があったんです。
- 事務局 倒伏率の決定については、倒伏程度により割増率を設定していますが、条件により作業時間も違いますので、刈り取り前に当事者間で現地を確認の上、割増率を決定していただく内容であります。両者間で納得した倒伏率で加算していただくこととなりますので、20%、30%となることもあると考えます。
- 13 番委員 倒伏率は、面積の範囲なのか稲の倒れ具合、角度なのかお伺いいたします。
- 議長 結局 10 a の単価ですので最終的には面積です。受託者が要望した内容では、自分で今まで耕作していて、機械もあるのに倒伏したから、委託した方がいたので、請求の内容を持っていないと請求できないので倒伏率の加算の記載を要望したわけです。
- 事務局 面積に対する倒伏割合です。しかし倒れ具合、角度によって作業時間や労力ももちろん変わってきますので、やはり両者間で確認して納得した倒伏率でやっていただく内容です。
- 4 番委員 確認しますが、倒伏率は面積ですか、角度になりますか。
- 事務局 面積です。
- 議長 最終的には面積です。角度については、わからない。
- 5 番委員 営農上の倒伏と言った場合は、確か倒伏の角度で4段階になっているんですよ。4段階になっているものに対して、それぞれ面積をかけてトータル1枚の圃場の割合を決めるっていうのが、県で水稻倒伏の被害調査等の基準になっているはずなんですよ。どの程度ですよ。と言ってあげないと現場で話し合うときにトラブルになると思うんですよ。増額の話ですから、初めての取り組む中身なので、県やJAから参考資料をもらおう等、参考になるものがあれば良いと思います。以上です。
- 議長 圃場の状態によって色々出てきますので、機械やオペレーターの技能によっても色々ありますので、5番委員の意見が本当のことだと思います。他、質疑ありませんか。質疑が無ければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第6号、令和5年度農作業標準賃金についてを採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第6号、令和5年度農作業標準賃金について、を採決いたします。

議 長 議案第6号、令和5年度農作業標準賃金について、を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第770回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第 5号 原案のとおり決定

議案第 6号 原案のとおり決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和5年3月20日午前10時7分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和5年4月19日

湯川村農業委員会

会 長

6番 委 員

7番 委 員